

## 出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【共通】

直近の決算日： 令和 7 年 3 月 31 日

### 1. 団体の概要

団体名	(一社) 長崎県漁港漁場協会	設立目的、経緯及び根拠法			
設立年月日	昭和53年6月30日	○漁港、漁場及び漁村の総合的整備や漁業の振興、漁港、漁場の合理的利用を促進するとともに、漁港、漁場及び漁村に関する調査、啓発普及を行うことにより、水産資源の適切な管理と漁場環境の保全及び地域資源との連携を図り、もって本県の水産業の発展及び地域の活性化並びに水産物の安定供給に寄与することを目的とする。 ○S53.6.30(社)長崎県水産開発協会として発足 H17.4.1収益事業を(社)水産土木建設技術センターへ譲渡し、長崎県漁港協会との統合により社団法人長崎県漁港漁場協会として発足 H25.4.1一般社団法人長崎県漁港漁場協会へ移行			
所在地等	〒 850-0035				
	長崎県長崎市元船町17番1号				
	TEL 095-826-6283				
	Fax 095-826-6307				
	E-Mail				
県所管課	水産部 部 漁港漁場課 課	定款等に定める事業			
資本金・ 基本金等の額 (千円)	主な出資者	出資額(千円)	比率(%)	①漁港、漁場及び漁村に関する建議、請願及び意見の発表 ②漁港、漁場及び漁村に関する講習会等の開催 ③漁港、漁場及び漁村に関する各種知識の普及啓発及び国際交流 ④漁港、漁場及び漁村に関する資料の収集及び調査研究 ⑤漁港、漁場及び漁村に関する資料及び刊行物の紹介並びに斡旋 ⑥漁港、漁場及び漁村に関する関係機関等との連携及び連絡調整 ⑦漁港、漁場及び漁村に関する情報誌の発行 ⑧本協会の目的を達成するために必要な業務等の受託 ⑨その他本協会の目的を達成するために必要な事業	
	長崎県	10,000	24.63		
	県漁場整備開発協会	10,000	24.63		
	県漁連・九信連	10,000	24.63		
	本県市町	10,600	26.11		
			0.00		
	その他		0.00		
	総 額	40,600	100.00		
ホームページURL	<a href="https://www.nagasaki-gyokou.jp/">https://www.nagasaki-gyokou.jp/</a>				

### 2. 組織・人員の状況(3月31日現在)

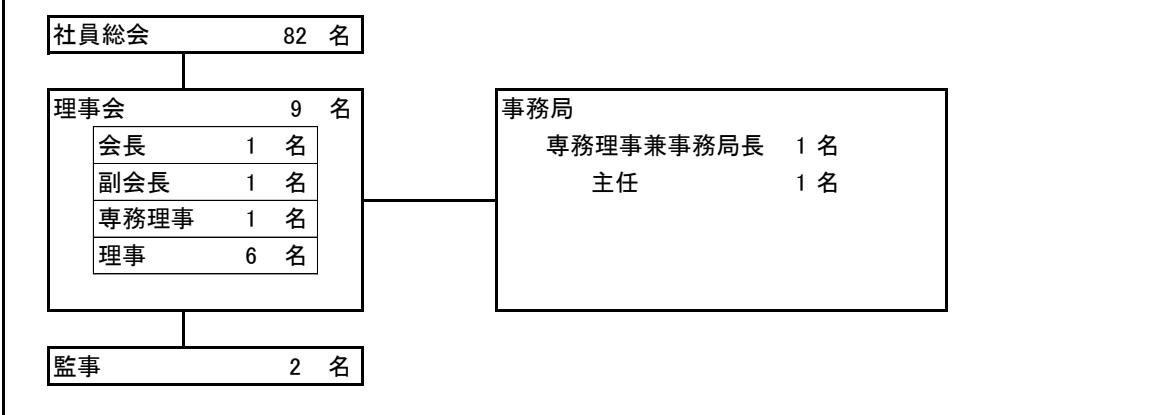
役員 (名)	区分		R4	R5	R6	プロパー	派遣県職員	兼務県職員	県OB	他自治体	民間	その他								
	常勤		1	1	1					1										
非常勤			10	10	10						5	5								
合 計			11	11	11	0	0	0	1	5	5	0								
職員 (名)	R4	R5	R6	正規職員		派遣 県職員	兼務 県職員	非正規職員		他自治体	民間	その他								
	1	1		1				うち県OB	うち県OB											
1人当たり人件費(年度推移)				R4		R5		R6		平均年齢	賞与月数									
常勤役員報酬年額(千円)				*		*		*		* 歳	/									
正規職員平均給料月額(千円)						*		*		* 歳	* 月									
1人当たり人件費(R6、年代別)	20代以下		30代		40代		50代		60代以上		/									
正規職員平均給料月額(千円)							*													
各年代別正規職員数(名)							1													
県からの常勤又は非常勤役員	県の役職					団体での役職				区分										
上記役員以外の顧問等	水産部長				顧問				非常勤											
	水産部次長		参与						非常勤											
	水産部参事監		参与						非常勤											
	漁港漁場課課長		参与						非常勤											
県派遣又は兼務職員																				

## 出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【共通】

### 2. 組織・人員の状況(3月31日現在)(続き)

#### 組織図



### 3. 県財政負担の状況(千円)

〈当年度受入額〉		〈当年度末残高〉	
補助金		貸付金残高	
負担金		損失補償・債務保証残高	
委託料			
貸付金			
損失補償・債務保証額			
出資金			

### 4. 県の政策との関連性

#### 1 政策目標

##### ■長崎県水産業振興基本計画(R3~R7)

基本目標(3)資源管理の推進による水産資源の持続的な利用と漁場づくり  
基本目標(6)多様な人材の活躍による漁村の賑わいや活力創出

#### 2 県との役割分担

県の役割	団体の役割
・公共事業(ハード面)等による漁港漁場等の水産基盤整備の促進	・漁港、漁場及び漁村の総合的整備の促進を図る ・漁港漁場及び漁村に関する調査、啓発普及 ・地域資源との連携などにより水産業の発展及び地域の活性化
団体に委ねる理由	説明
○ 県が直接実施するよりも効果的・効率的に事業実施可能	・水産基盤整備の総合的促進においては、本県水産業界の第一線で働く方々の要望をとりまとめるとともに、(公社)全国漁港漁場協会と連携し、全国大会等への参加及び要請行動を通じ、直接県選出国会議員や関係省庁に現場の実情等を説明し施策の充実に活かしており、県が直接実施することが困難な部分において有効な事業活動が実施されている。
○ 県が直接実施することが困難	・研修事業においては、研修内容が行政からの伝達の場ではなく、近年課題となっている様々な分野をテーマとし、その専門家を招き開催していることから、民間からの参加者も多く、会員の見聞を広げ深めることが可能となっており、県が直接実施するよりも効果的・効率的に実施されている。 ・啓発普及事業も同様に県が直接実施するよりも効果的・効率的に実施されている。
その他	

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

3 事業実施状況				
事業名	事業概要	事業費(千円)	主な実績	事業の評価、今後の方向性
1 漁港、漁場及び漁村の総合的整備等の促進を図る事業	・各種漁港漁場大会への参加及び開催 ・関係省庁及び県選出国会議員への各種要請活動の実施	12,571	・全国漁港漁場大会参加:1回 ・九州地区漁港漁場協議会:1回 ・各種要望活動:1回	・水産業に関わる現場の意見を収集し、必要な予算確保や施策拡充のため各種大会への参加や関係省庁及び県選出国会議員への要請活動を実施しており有意義なものと評価している。 ・今後の事業展開については本県水産業の現状と将来を見極めつつ、地域の活性化などに関する会員の意向や各種政策・施策の方向性を踏まえて対応する。
2 漁港、漁場及び漁村に関する研修事業	・各種研修会及び現地(先進地)視察の実施	3,859	・ながさきSUIS ANスクールの実施:年1回 ・現地(先進地)視察研修の実施:1回	・官民間わず全国の幅広い分野から充実した講師を招聘した研修を実施しており、会員の評価が非常に高い。また、大会参加を兼ねて現地(先進地)研修も実施しており、全国各地の様々な取組みや各分野の研究等を見聞できることから有意義なものと評価している。今後の方向性については、上記1と同様である。
3 漁港、漁場及び漁村に関する啓発・普及事業	・機関誌の発行等	4,851	・機関誌「水産開発」の発行	・主な事業内容は機関誌の発行であるが、機関誌としての内容の充実度と発刊部数においては全国的にも比類がなく、会員をはじめとする県民の水産業への意識の向上に資する有効な事業であると評価している。 ・今後の方向性については、上記1と同様である。

## 出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【共通】

5. 中期経営計画等の進捗状況・事業目標の達成状況			◎ 達成	○ 一部達成	✗ 未達成	- 未実施					
中期 計 画	No.	項目名	R6 実績	計画上の目標値			最終年度 (R )	達成状況			
① 収益と費用のバランスの取れた安定した経営を行うため、5年以内を目標とした費用方面からの見直しを行う  (翌年度に向けての改善事項等)  市長会及び町村会、市・町に対して特別会費の算定率について引き続き理解を求めていく。 また、他の財源確保の方策を検討。	No.	収益の見直し  (目標値設定の根拠・考え方)	賛助会員 1件					○			
	No.	費用の見直し  (目標値設定の根拠・考え方)	研修費用 の見直し					○			
	No.	費用の見直し  (目標値設定の根拠・考え方)	研修費用 の見直し					○			
	No.	費用の見直し  (目標値設定の根拠・考え方)	研修費用 の見直し					○			
② 収益と費用のバランスの取れた安定した経営を行うため、5年以内を目標とした費用方面からの見直しを行う  (翌年度に向けての改善事項等)  これまでに、事務局体制、研修回数、機関紙発行回数の見直しをおこなっており、今後も見直し事項の継続に務める。	No.	費用の見直し  (目標値設定の根拠・考え方)	研修費用 の見直し					○			
	No.	費用の見直し  (目標値設定の根拠・考え方)	研修費用 の見直し					○			
	No.	費用の見直し  (目標値設定の根拠・考え方)	研修費用 の見直し					○			
	No.	費用の見直し  (目標値設定の根拠・考え方)	研修費用 の見直し					○			
③ これまでに、事務局体制、研修回数、機関紙発行回数の見直しをおこなっており、今後も見直し事項の継続に務める。	No.	費用の見直し  (目標値設定の根拠・考え方)	研修費用 の見直し					○			
	No.	費用の見直し  (目標値設定の根拠・考え方)	研修費用 の見直し					○			
	No.	費用の見直し  (目標値設定の根拠・考え方)	研修費用 の見直し					○			
	No.	費用の見直し  (目標値設定の根拠・考え方)	研修費用 の見直し					○			
④ これまでに、事務局体制、研修回数、機関紙発行回数の見直しをおこなっており、今後も見直し事項の継続に務める。	No.	費用の見直し  (目標値設定の根拠・考え方)	研修費用 の見直し					○			
	No.	費用の見直し  (目標値設定の根拠・考え方)	研修費用 の見直し					○			
	No.	費用の見直し  (目標値設定の根拠・考え方)	研修費用 の見直し					○			
	No.	費用の見直し  (目標値設定の根拠・考え方)	研修費用 の見直し					○			
事業目標	No.	項目名	R4	R5	R6	備考					
	① 総合的整備等の促進を図る事業	(計画)	参加2、活動1	参加2、活動1	参加2、活動1	全国漁港漁場大会及び九州地区漁港漁場協議会への参加、関係省庁・県選出国会議員への要請行動					
	② 漁港、漁場及び漁村に関する研修事業	(計画)	開催1、視察2	開催1、視察1	開催1、視察1	ながさきSUISANスクールの開催、大会参加の機会に現地視察研修					
	③ 漁港、漁場及び漁村に関する啓発・普及事業	(計画)	年1回発行	年1回発行	年1回発行	機関紙「水産開発」の発行					
(県が期待する効果の実現)											
評価結果			評価理由								
○ 十分実現している			・各項目について、計画通りに取り組んでおり、団体の役割を十分に果たしている。								
概ね実現しているが未実現の部分がある											
実現できていない											
(計画達成状況の判定)											
判定項目		評価基準						点数			
① 中期経営計画の策定	[2点]中期経営計画(計画期間3年以上)を策定している							2			
② 中期経営計画の目標達成	[1点]目標を1項目達成 [2点]2項目以上達成							2			
③ 事業目標の達成	[1点]事業目標を1項目達成 [2点]2項目以上達成							2			
④ 県が期待する効果の実現	[1点]効果を概ね実現している [2点]十分実現している							2			
合計								8			

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【公益法人会計基準適用法人用】

直近の決算日： 令和 7 年 3 月 31 日

**6. 財務の状況**

(単位:千円、%)

項 目	R4		R5		R6		
	金額	対前年度比	金額	対前年度比	金額	対前年度比	
<b>【貸借対照表】</b>							
流动資産	15,726		21,921	139.39	25,070	114.37	
うち金銭債権額	32		31	96.88	28	90.32	
固定資産	40,637		40,632	99.99	40,630	100.00	
基本財産	40,600		40,600	100.00	40,600	100.00	
特定資産	0		0	-		-	
その他固定資産	37		32	86.49	30	93.75	
資産合計(A)	56,363		62,553	110.98	65,700	105.03	
流动負債	314		382	121.66	809	211.78	
うち短期借入金	0		0	-	0	-	
固定負債	0		0	-	0	-	
うち长期借入金	0		0	-	0	-	
うち退職給付引当金	0		0	-	0	-	
負債合計	314		382	121.66	809	211.78	
指定正味財産	40,600		40,600	100.00	40,600	100.00	
一般正味財産	15,449		21,572	139.63	24,291	112.60	
正味財産合計(B)	56,049		62,172	110.92	64,891	104.37	
団体債務保証額	0		0	-	0	-	
<b>【正味財産増減計算書】</b>							
経常収益(C)	18,741		24,895	132.84	25,223	101.32	
うち受託事業収入	0		0	-	0	-	
うち補助金収入	0		0	-	0	-	
うち基本財産等運用益収入	1		1	100.00	1	100.00	
うち自己収入(D)	18,740		24,894	132.84	25,222	101.32	
うち県財政支出額(E)	0		0	-	0	-	
経常費用	17,488		18,701	106.94	22,432	119.95	
事業費	16,534		17,621	106.57	21,281	120.77	
うち人件費(F)	6,636		6,621	99.77	8,202	123.88	
管理費(G)	954		1,080	113.21	1,151	106.57	
うち人件費(H)	349		348	99.71	370	106.32	
当期経常増減額(I)	1,253		6,194	494.33	2,791	45.06	
経常外損益	-71		-71	100.00	-71	100.00	
当期一般正味財産増減額(J)	1,182		6,123	518.02	2,720	44.42	
当期指定正味財産増減額(K)	0		0	-	0	-	
(会計方針の変更による影響額)	0		0	-	0	-	
<b>【収支計算書等】</b>							
当期収入	18,741		24,895	132.84	25,223	101.32	
当期支出	17,553		18,767	106.92	22,501	119.90	
当期収支差額(L)	1,188		6,128	515.82	2,722	44.42	
次期繰越収支差額(M)	15,412		21,540	139.76	24,262	112.64	
<b>【会計単位別】</b>							
一般会計	0		0	-	0	-	
特別会計	0		0	-	0	-	
合 計	0		0	-	0	-	
各財務数値の増減理由及び各種引当金の設定状況等							
<b>(財務状況の判定)</b>							
判定項目	R4	R5		R6			点数
	数値・比率	数値・比率	対前年度比	数値・比率	対前年度比	対前々年度比	
① 当期経常増減額率(I/C)	6.69	24.88	372.14	11.07	44.47	165.50	-1.0
② 当期一般正味財産増減額率(J/C)	6.31	24.60	389.97	10.78	43.84	170.98	-1.0
③ 当期指定正味財産増減額(K)	0	0		0			0.0
④ 正味財産比率(B/A)	99.44	99.39	99.95	98.77	99.37	99.32	0.0
⑤ 次期繰越収支差額(M)	15,412	21,540	139.76	24,262	112.64	157.42	0.0
⑥ 県財政支出率(E/C)	0.00	0.00		0.00			0.0
⑦ 自己収入比率(D/C)	99.99	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	0.0
⑧ 管理費比率(G/C)	5.09	4.34	85.22	4.56	105.19	89.64	0.0
合計						-2.0	

※判定項目ごとに評価基準に基づき採点

## 出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【共通】

7. 経営内容及び事業活動についての総合判定							
(団体の自己評価)							
「計画達成状況」「財務状況」の合計点数	6.0	➡	総合判定	A			
5点以上:A 概ね良好	—5点以上～5点未満:B 改善の余地あり		—5点未満:C 一層の努力が必要				
※事業活動・経営の努力・今後の課題及び改善事項等							
平成25年度に一般社団法人移行。公益目的支出計画は令和2年度に完了。当計画期間中の内部留保金費消に伴い、令和3年度以降は会費収入のみで運営することとなり、会員への会費負担増と事業のあり方を検討した結果、会費負担については、令和5年度より軽減措置なし。今後法人設立目的への寄与と社会的な役割を果たす経営努力を図るとともに、安定的な運営による活動基盤づくりが肝要である。							
(県の評価)							
合計点数	10.0	※評価の内容、県評価での加点・減点、総合判定の理由 (加点・減点を行う場合は、点数及び理由を具体的に記載ください。)					
総合判定	A	1. 公益目的支出計画の完了に伴い、内部留保額を削減するために行ってきた市町に対する特別会費軽減措置を見直し、黒字決算となった。→加点2 2. 当団体への県からの出資金は、前身である(社)長崎県水産開発協会設立時(昭和53年)に出資されたものであり、現在は県からの会費負担や運営費補助金等の財政支援的支出は全くなく、自立した財務運営を行われている。→加点2 3. 研修会の開催や機関誌の定期発行など公益事業にも積極的に取組んでいる。					
(今後の県の関与の方針)							
令和3年度以降、当該団体が経済的に自立した運営が可能となるよう、収入財源の確保や事業見直しの検討等、今後の協会のあり方にについて公益目的支出計画終了後における協会活動の健全性を確保し、会員へのサービス提供の安定的な維持を図るための協議及び助言を行うこととしている。							